



京成水

鳳乃卷

14
3157
54(22)



京の各 鳳之巻

平安 種里 舜福 湘夕編



左京右京之記

左京右京坊城等其制度ハ 文武帝の御時平城都小初備凡
 其を具へて之を以て其詳也其知る所ハ 桓武帝今其地
 移以遷一移之なり。其に於て兩京坊城乃創法嚴重なり
 其れより已に其の制法又 左京右京の廣さ東西の條三十二町小南北の條
 此小より推知へ 三十八町之朱雀通今の千本通北は朱雀門 左京右京の間ありて道
 幅二十八丈あり。其れより其の分は左京なり。左京職を掌る。其
 中二町小町敷六百八町保敷百五十保坊敷三十六坊あり 委ハ其又 康の端ハ

京極といふ。朱雀通より西の分を右京なり。右京職は以て掌府。其中
町敷六百八町。保敷百辛保。坊敷三十六坊あり。左京と同く。中
ちも西の端は右京極といふ。都と稱を左京へ遠近あり。都の都會を左の謂はる。又都と
いふ訓を榮華之花洛ともあづく。○王城は王の往之字彙曰天下
往の貌城は盛之國都を盛受るの貌。淮南子曰。魚とて人。禹王の父
城を初と造る。都城は三重の差別あり。京城皇城宮城。京城といふ
總都をいふ。是は平安城の皇城。皇城は皇居の總構の内。諸司百寮も
采心の内あり。所謂大内裏といふ。是は宮城。皇城は皇居の中央
あり。雍録六典云。唐の都城三重なり。外の一重は京城とあづく。○京師は衆大を
内の一重を皇城とあづく。又内の一重を宮城と號く云々。

下書

の名義。詩經公劉篇曰。陟南岡。乃覲于京。京師之野。是為都。鄭箋曰。都
邑。營之。營をなすをいふ。朱註。京は高丘あり。師は衆をいふ。衆は
居をいふ。董氏曰。所謂京師の號は高丘に在り。後世は建都を都と稱す。
京師といふ。蔡邕が獨斷云。天子都高丘を京師とあづく。京
水は地下の衆をいふ。過たると。地上は高丘をいふ。人の子をいふ。
京は大方なり。師は衆なり。爾雅ハ京ハ高丘也。天子高丘に居て遠き
を視の意。師は衆なり。人の子をいふ。○九重都と稱する。
第一周禮。匠人職。凡九里旁三門。國中九經九緯。以
註曰。方九里。周の代は都の廣は四方三門あり。合て十二門あり。同
疏曰。十二門を通して十二支と云。國中と云。皇城の宮城の事。

あり。經緯は道條あり南北を經り。東西は緯は。一門多し
 三節ありて東西をあり九乃節あり。九乃節九經九緯と云ふ是
 九重の準也。又禮記の天子之門九重とあり。楚辭の九辨も君の門九重
 といふ。註曰天子九門。關門。遠郊門。近郊門。城門。臯門。雉門。
 ○左京は洛陽と號をば名義の尚書洛誥篇不出たり。註孔安國曰
 澗水澗水の間ありて南洛水に近し。凡今の洛陽ありて爾雅曰
 山南水北を陽といふ。洛邑は洛水北にありて洛陽と云ふ。又後漢の時
 都は洛陽に移り。東西二十里。南北五十里。民家十萬餘戸。方三百歩ありて
 一里を凡里と西門を闢く。北東門。中東門。耗門。閔陽門。小苑門。津門。廣陽門
 十二門。又後魏の高祖都を洛陽に遷り。九達といふ。凡後漢以來都邑の

制法あり。○右京は長安と號をば名義。秦漢の時長安城あり。
 經緯は凡三十二里十八歩あり。四面に三門九達あり。周禮の制に相
 同し。漢の舊儀曰長安城中の經緯は凡三十二里十八歩あり。街九陌
 三宮九府三廂十二門九市十六橋とあり。霸城門。清明門。宣平門。覆盎門。
 雍門。洛城門。厨城門。橫門。又唐の時長安の都は京城といひて北周
 并隋の時此舊法を承り。初め北周の時長安は凡分三萬年縣。長
 安縣といふ。隋の時改て大興縣と云ふ。唐の代ありて高祖の時舊号不
 復し。又高祖長安に二縣を建てたり。萬年縣。宣揚坊と云ふ。
 朱雀街の以東五十坊を領す。長安縣は長壽坊と云ふ。朱雀街の以西五
 十四坊を領す。洛といふ處の政所あり。唐の長安京城は十門あり。東西

南の三方ハそのく三門有り。北の一方ハ一門あり。皇城ハ京都の中央ありて
東西五里百十五歩。南北三里百四歩。東西ハそのく二門。南ハ三門ありて中央
を朱雀門と云ふ。又洛陽ハ東都儀置々皇城ハ都城の西北の隅あり。
記上唐の六典ハ詳之。本朝の制唐全ク
唐の代ハ據ルハ其ノ如ク

唐長安京城十門
通化門 春明門 延興門 東面の三門
安化門 北南面の三門
延秋門 金光門 開延門 北西面の
三門
光化門 北北面の一門

唐皇城七門
延喜門 景風門 東面の二門
朱雀門 安上門 含光門
北南面の三門
安福門 順義門 北西面の二門

京裡圖解

平安城の制ハ延喜式ハ載と云々。星霜果々々々。内裏ハ所多。
旋もまた戰場あり。遠ハ保元平治の乱。嘉永元曆ハ軍馬此岐

あつ。正慶建武ハ劍花ハ散。尊氏ハ西六波羅を臨。正成ハ
東寺ハ教ハ足利ハ代のまゝハハカ。舊制ハ昭々として。また
又むの十が一も及び。而后近ハ明德ハ乱及び應仁ハ反
京城郊原ハ亦。室町後日記追加云。天正十八年の江豊臣秀吉公
六十餘州属御手四海静謐。治ハ六法以法。法橋紹巴ハ
潛ハ洛中の場ハ改セらる。東ハ倉よりあか。鴨河原ハ遠ハ
を見。一ハ多ハ。東山ハ。みハ耕作の地。西ハ
大宮ハ。ハ。泰ハ。田田ハ。四方の。男ハ
ハ。幽齋ハ。花洛ハ。昔ハ。ハ
京都の分野ハ在つ。北ハ。南ハ。此ハ。洛中洛外ハ

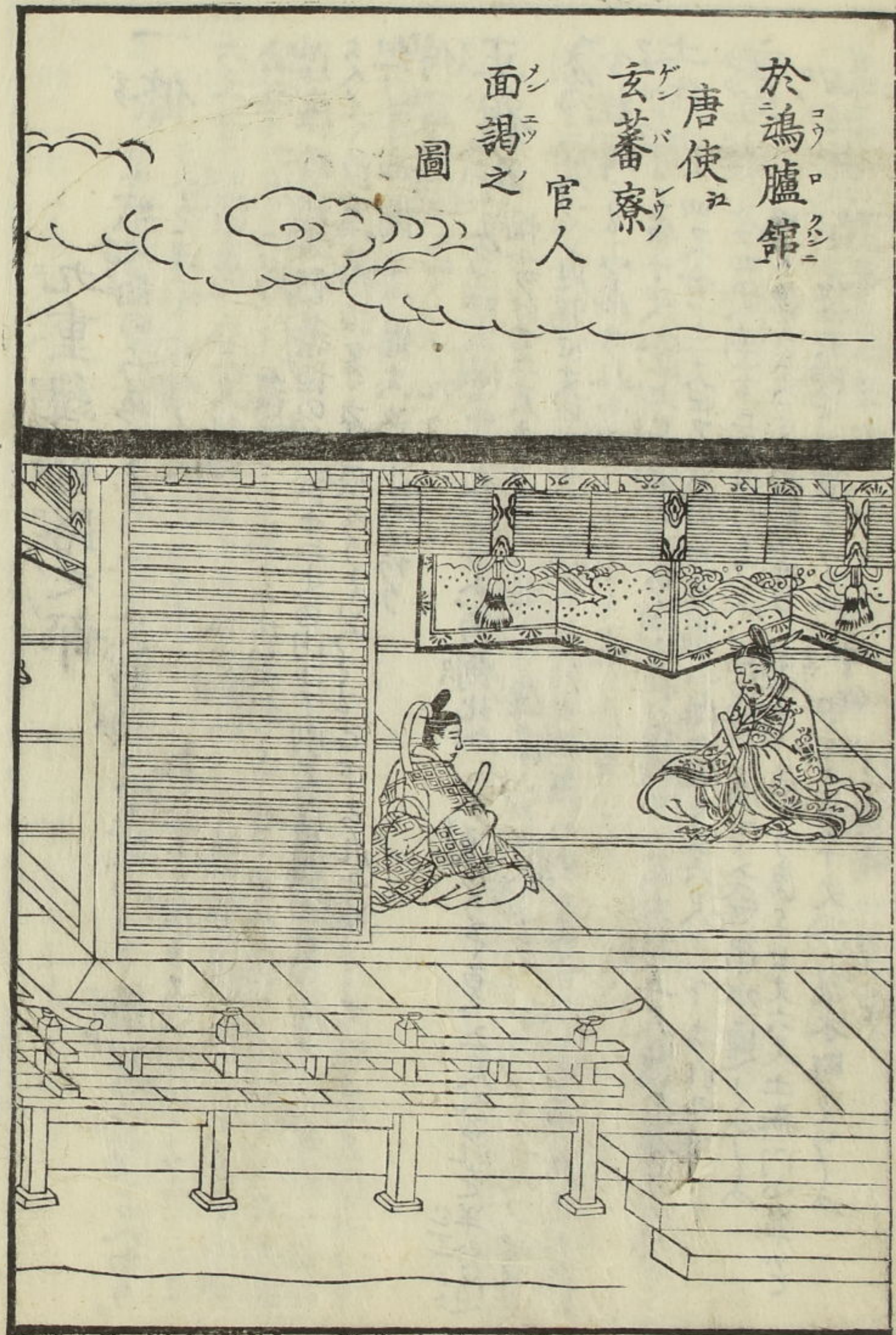
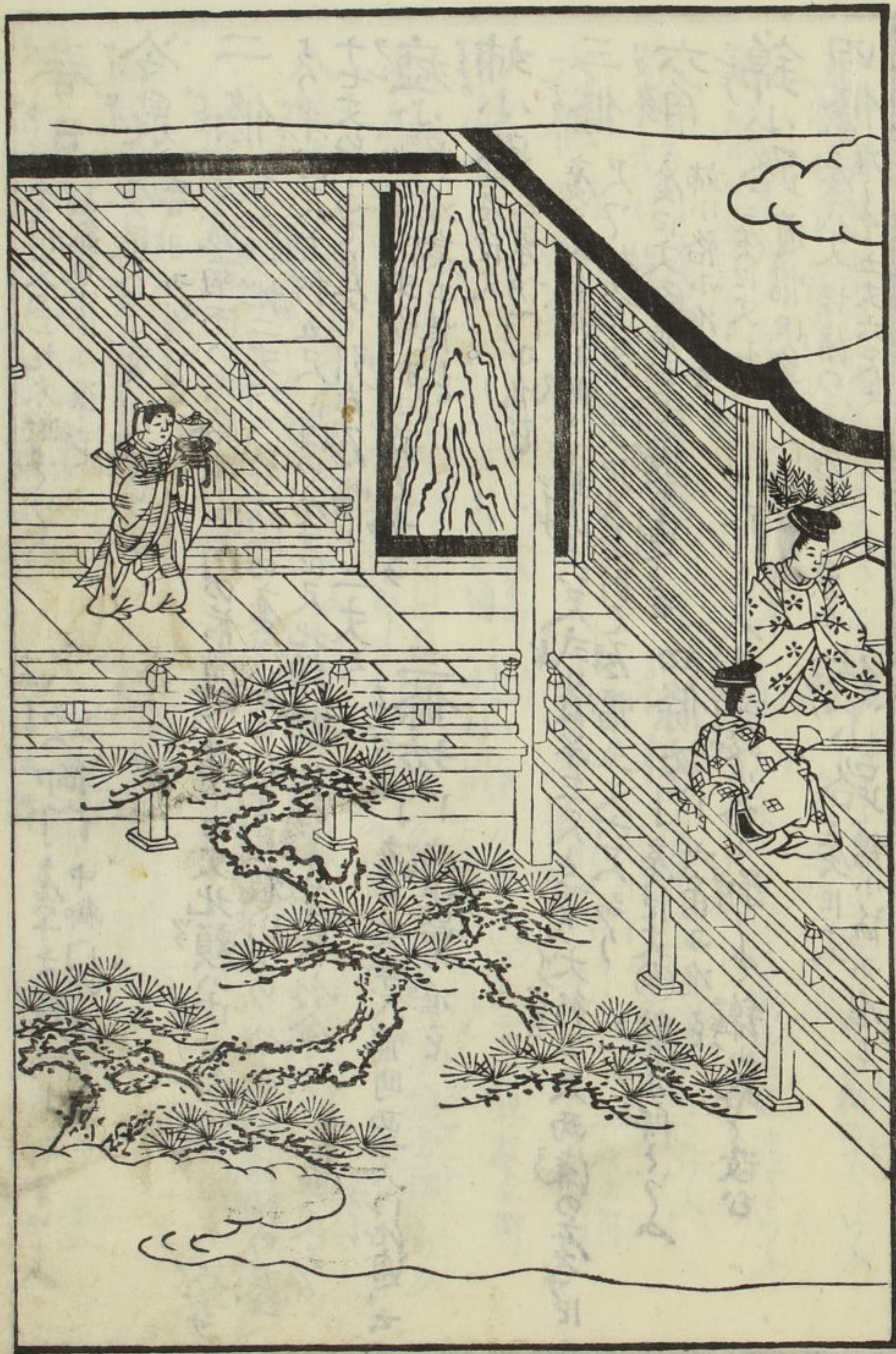
塙を末代と相定べし。都の四記をよかむと伝ふるも是也。出處
畏く釋せしれども云。於是洛中の封境を諸侯に佐り四方を治せ
給ふ。然るも一町小路の本名は卷の異名を多く呼て舊法に
威も故不今式文を解し九陌の古號道路の間文今時の京程比を
率す小記一也。蓋多歴久遠此れ大微細不舊而觀に察と爲事能た
後の後才との纂塞は廿文て并麥成監ふと云る

⑤ 伏下八延喜式の文。拾芥抄山城名勝志山州名跡志等同文あり

⑥ 京程南北一千七百五十三丈。及北二條より南九條まで三十八町の丈敷
及不洛小路の道幅。墮備地を度とて敷合し一町を二町の長、四十丈
今時の一町の長六十間の様をいふ相當とれは四十三町半十三丈とゆふ

九重緯條路之部

一條 皇城北面の大洛へ度サ十二丈。南類ハ皇城より築垣の厚サ七尺あり。
これを半分は幅小かけ三尺五寸あり。築垣より墮を松塚地とて二丈
六尺五寸墮の度ハ八尺又北類ハ大洛の制あり。築垣の厚サ六尺一。これを半分
は幅小かけ三尺あり。築垣より構を松塚地とて五尺。洛の度サ四尺。南北此
墮は松塚地大松塚地の厚サ十二丈の内にて引を道幅七丈と爲る。大洛小路ハ
但し四圍ハ一條大洛十丈と有り
傳寫の謬ありん
正親町 幅小かけ二尺五寸あり。垣より洛を松塚地とて三尺。洛の
度サ三丈。道幅は丈の内にて引を松塚地とて三尺。洛の
分経緯ともみおちれ小准し
土御門 度十丈。上長者町より。松塚地の厚サ三尺。大洛の度サ五尺。洛の度サをのく
四尺合て二丈に尺引を松塚地の厚サ七丈六尺。已下は小准し
雁鳥司 度四丈。下長者町より。松塚地の厚サ三尺。大洛の度サ五尺。洛の度サをのく
海より海と三丈三寸正親町小准し
近衛 度十丈。出水通より。松塚地の厚サ三尺。大洛の度サ五尺。洛の度サをのく
海より海と七丈六尺。土御門小准し
勘解由小路 度四丈。下立賣より。松塚地の厚サ三尺。大洛の度サ五尺。洛の度サをのく
海より海と三丈三寸正親町小准し
中御門 度十丈。榎木町より。松塚地の厚サ三尺。大洛の度サ五尺。洛の度サをのく
海より海と三丈三寸正親町小准し



春日 廣八丈 今九太町とらふ

大炊御門 廣十丈 今竹屋町とらふ

冷泉 廣八丈 今夷川とらふ

二條 皇城南面の大路朱雁門の前通へ。廣十七丈北頬八内裏の築垣にて厚サ七尺、堀地二丈六尺、寸墮の廣サ八尺、ちんを耳敏川とらふ。南頬八内裏の築垣より半二尺、大竹五尺、堀の廣サ八尺北頬築垣の半等、筑合を以て五丈あり。十七丈の中、て足引たる幅十二丈あり。

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

高辻 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

樋口 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

楊梅 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

佐女牛 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

北小路 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

梅小路 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

針小路 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

信濃小路 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

九條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

九條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

九條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

九條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

九條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

九條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

九條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

九條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

九條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

九條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

九條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

九條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

九條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

九條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

九條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

九條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

九條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

九條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

九條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

九條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

長安之部

右京と稱する所凡十町許あり其東内野あり是皇城の舊地也大内北之

長安東西の條路ハ洛陽より直下西に通じて大路小路も同號之
道幅の丈數築垣犬行溝等の間丈も共不相同ト圖中は委々凡だ
ち小略凡長安の町小流不古より異名少々有りち小載を

- 音町 長安正觀町
- 筑紫町 口鷹司通
- 松井 口雷解小路
- 木蘭 口春日通
- 經師町 口冷泉通
- 西土御門 長安土御門通
- 西近衛 口を傳通
- 西中御門 口中御門通
- 馬寮大路 口大炊御門通

式北極并次四大路廣各十丈 北極は一條通ひの而圖ハ廣サ十二丈より

前不乃ころ。京社南北の地負板も十二丈不乃のち六各より凡十丈と凡ころ。

次の四大路ハ土御門 近衛 中御門 大炊御門ニ廣サとあり十丈とあり凡あり

式宮城大内南大路十七丈 南大路は内裏の外郭南面朱雀門の

二條通へ廣サ十七丈とあり凡あり北側の堀を耳敏川とあり

式次六大路各八丈 又は二系より以南 三條 四條 五條 六條 七條

八條 等の六の大路乃廣サ八丈とあり凡あり

式小路二十六廣各四丈 又は東西の小路の板合も廿六とあり 正觀町

倉司 高解申流 春日 冷泉 痲小路 三系坊門 姉小路 六角

四系坊門 錦小路 綾小路 五系坊門 高辻 樋口 六系坊門 楊梅

左交牛 七条坊門 北小洛 桂小洛 八条坊門 梅小洛 針小洛

九条坊門 信濃小洛 吉原の廣サは丈二つとひふみん

式 南極大路十二丈 是は京城南方の封境九條通を南極とひふ六條の

廣サ十二丈とひふ六條の△羅城外二丈 垣基半三尺 大行七尺 是は羅城門

の外九條大路までの間二丈ありて其中の二丈は築垣の半分の二尺溝までの

大初七尺溝の廣サ一丈合て二丈は十二丈の中をさるとひふ六條の△路廣十丈

と九條通十二丈の中の内二丈は缺て道の廣サ十丈とひふ六條の

式 町三十八各四十丈 是は洛陽長安を北極一條より南極九條と

官の各五屋を町敷三十八あり各四十丈と一町の廣サは十丈と

ひふ六條の△の方六十間を町とひふ六條の

式 東西一千五百八丈 通計東 東西は洛陽長安の兩京あり

東京極より西京極まで三十二町の町敷を大洛小洛の幅と合し

丈敷あり。東西を京を通計とせば。左京右京を合すと一町と

計合とせば。四十丈を六寸間を町とせば。三十七町半八丈

小相當とせばあり

洛陽南北道路之部 東より

京極 東朱雀と東極とを今寺町御幸町の間。式 廣十二丈西側築垣

の半三尺大初五尺溝の廣サは尺。東側垣の半三尺大初七尺溝の

廣サ一丈是は合とせば。二丈を加ふ。東極の外畔に至る七百五十四丈の廣サ

富小路 廣サは丈五尺。東側御幸町の間。式 廣十二丈西側築垣

の半三尺大初五尺溝の廣サは尺。東側垣の半三尺大初七尺溝の

廣サ一丈是は合とせば。二丈を加ふ。東極の外畔に至る七百五十四丈の廣サ

東極の外畔に至る七百五十四丈の廣サ

二丈と尺。是より已下小洛の分のみを推す

万果路

度八丈中御門より北に馬場とつみ
垣溝を極富小路と准と

高倉

度八丈垣溝を極
万果小路と准と

東洞院

度八丈赤板敷例と築垣ありて半三丈大杉八尺の支障の度
度八丈中御門より北に八丈の中より引たる幅八丈六尺と

烏丸

度八丈中御門より北に火の口
垣溝を極富倉と准と

室町

度八丈垣溝を極
烏丸と准と

町

度八丈垣溝を極と室町の准と北に町口とつみ
中御門より南に町尻とつみ
新町とつみ

西洞院

度八丈道幅八丈六尺
垣溝を東洞院と准と

油小路

度八丈垣溝を極と町口と准と
一名帯刀町

堀川

度八丈中四丈八川幅と
垣溝を油小路と准と

猪隈

度八丈垣溝を極と油小路と准と
中御門より南に敷貫とつみ又二條
二條より北に黒門とつみ

大宮

度八丈内裏東外側通と
赤板敷例の垣半より溝の外畔に至る一丈二尺余り五丈引と道幅七丈と

櫛笥

度八丈垣溝を極と猪隈と准と
櫛笥とつみ

壬生

度十丈垣溝を極と油小路と准と
洛陽より北に福通と長安より
洛陽より北に福通と櫛笥と准と

皇嘉門通

今皇嘉門通
皇嘉門通と

坊城

度八丈垣溝を極と櫛笥と准と
今田畑の間の細路あり名八存と

朱雀

皇城南面經の大御所と北に朱雀門あり。南に羅城門あり。赤板敷
洛陽長安の勢と今十本通とつみ。道の度八丈東西兩側小築垣
ありて厚六尺は半多道の板か入る二尺と。大杉一丈五尺は兩溝の度八丈
尺は板合とつみ八丈六尺は板合八丈の中より引たる二十三丈四尺の道幅あり

長安經町之部

長安經の道は洛陽より易らに。又十六の街に設く。大御所はも同号
あり。道幅の丈板も共相同じ。圖中の委りたるは略に。古来より
異名あり分はちし記に

野寺町

長安油小路と

細井大路

長安西洞院と

宇多小路

町口と

馬代

室町と

惠立小路

口鳥丸とつみ
一名餅取小路
又戸井小路

木辻

東洞院と
今木辻村あり

首蒲小路

口倉と

山小路

口
今山内村あり

無武小路 長安富小池を

西京極 長安城の極あり
今山内村西の邊にあり

⑤自朱雀大路中央至東極外畔七百五十四丈 朱雀大路の中央より東へ十六の
を等分して十四丈なり。東京極外畔まで朱雀の中央より東へ十六の
町大池小池の築垣大行溝道幅を合してなる丈なり

⑥朱雀大路半廣十四丈 朱雀通止八丈の等分してなる丈なり

⑦次一大路十丈 壬生通の度之。洛陽ハ美福門不當。長安自嘉門東宮

⑧次一大路十二丈 大宮通の度之。内裏の東面を東大宮より。西面を西大宮より

⑨次二大路各八丈 西御院東御院の度之此丈なり

⑩東極大路十二丈 東極通の丈なり一説は十丈は後世変更なり

⑪小路十一各四丈 小各堀堀川 東西邊各二丈 富小池 万里小池 高倉 烏丸

室町 町尻 油小池 堀川 南市門 匣 坊塚 等十一の小路
廣四丈より八丈なり。一小池堀川の邊を加へれば堀川東御院の川端二丈
あり。其中小川あり。今小池堀川西堀川なり

⑫町十六各四十丈 洛陽の南東京極より朱雀通まで官家民家
の位居あり。町負十六町。を町の度之四十丈より八丈なり。今六平間まで町ハ相當に

⑬右准此 長安ハ洛陽の町負道幅よりこれハ准して同じく半と
りかみなり。右より右京より半なり

⑭自朱雀大路廣二十八丈 朱雀通の度之 △自垣半至溝邊
各一丈八尺 垣半三尺 大行一丈五尺 是町の四丈の除く垣の半より三尺なり。溝邊の
邊まで大行一丈五尺を合して一丈八尺より八丈なり。東西兩側あり

をみくく書たる△溝廣各五尺とは朱雀通の溝の度す。
け所ハ御溝水の下流△兩溝間二十三丈四尺とは朱雀通の度す。
十八丈の内にて兩側の垣北基大初溝の度すと都令す。一丈六尺を引む。
大初溝の度す二十丈八尺とす。

⑤大路廣十丈とは壬生通の度す△自垣半至溝邊八尺垣基三尺
大行五尺
とは同街兩側の垣北基より大初溝の度す。一丈六尺△溝廣各四尺
とは壬生通の兩溝北度す。都令す。八尺△兩溝間七丈六尺とは壬生通の垣
大初溝の丈取二丈八尺とす。十丈の内より引む七丈六尺とす。

⑥宮城東西大路廣十二丈とは内裏東面西面の兩大宮通の度十二丈とす。
△自宮城垣半至隍外畔三丈八尺とは垣の半二尺六寸。埽地二丈六寸五寸

隍の度八尺等。都令す。三丈八尺とす。△自傍町垣半至溝
外畔一丈二尺とは東大宮通ハ西類ハ皇城ハ東類ハ町を。西大宮通ハ東
類ハ皇城ハ西類ハ町を。其兩方の民家の前より垣溝等の丈取す。

⑦大路廣各八丈とは壬生通の西院院東院院の度す△自垣半至溝
邊八尺垣基三尺大行五尺とは兩大路の垣大初溝の度す。都令す。一丈六尺とす。
△溝廣四尺とは同く兩大路の溝北度す。一丈八尺△兩溝間五丈六尺
とは同兩大路の度す。八丈の内。垣大初溝等。引む。道幅一丈六尺とす。

⑧小路廣四丈とは洛陽長安の小路の度す△自垣半至溝邊五尺五寸
垣基二尺五寸大行三尺とは小路の度す。垣大初溝の度す。都令す。一丈六尺△溝廣
三尺とは小路の度す。例おある溝の度す。令す。一丈六尺△兩溝間二丈三尺とは小路の

廣さ四丈の内。垣の基大行儀等五側かてき丈七尺と引て道幅二丈二尺
とりのみ我ぬり

⑤宮城四面自垣半至隍邊三丈 垣基三尺五寸 又一條 二條
垣地廣二丈六尺寸

東大宮 西大宮の皇城四面垣の基より四方の隍まで二丈とあり。垣地は
大行の廣さゆへ。大内多ハ垣地よりハ。垣と訓ど

⑥宮城南大路廣十七丈 宮垣半三尺五寸 宮城南大路は二條通の
垣地二丈六尺寸

北頬朱雀門のおれ隍の廣さこれを耳敏川よりハ。所せ御鞍よりハ公事
根源の足つり

ま本 みか舟ふみせ河を御鞍して祈りする神もま本
中院入道 右大臣

△南垣半三尺大行五尺。隍廣四尺。及二條通南側の尺敷へ。合てき丈六尺

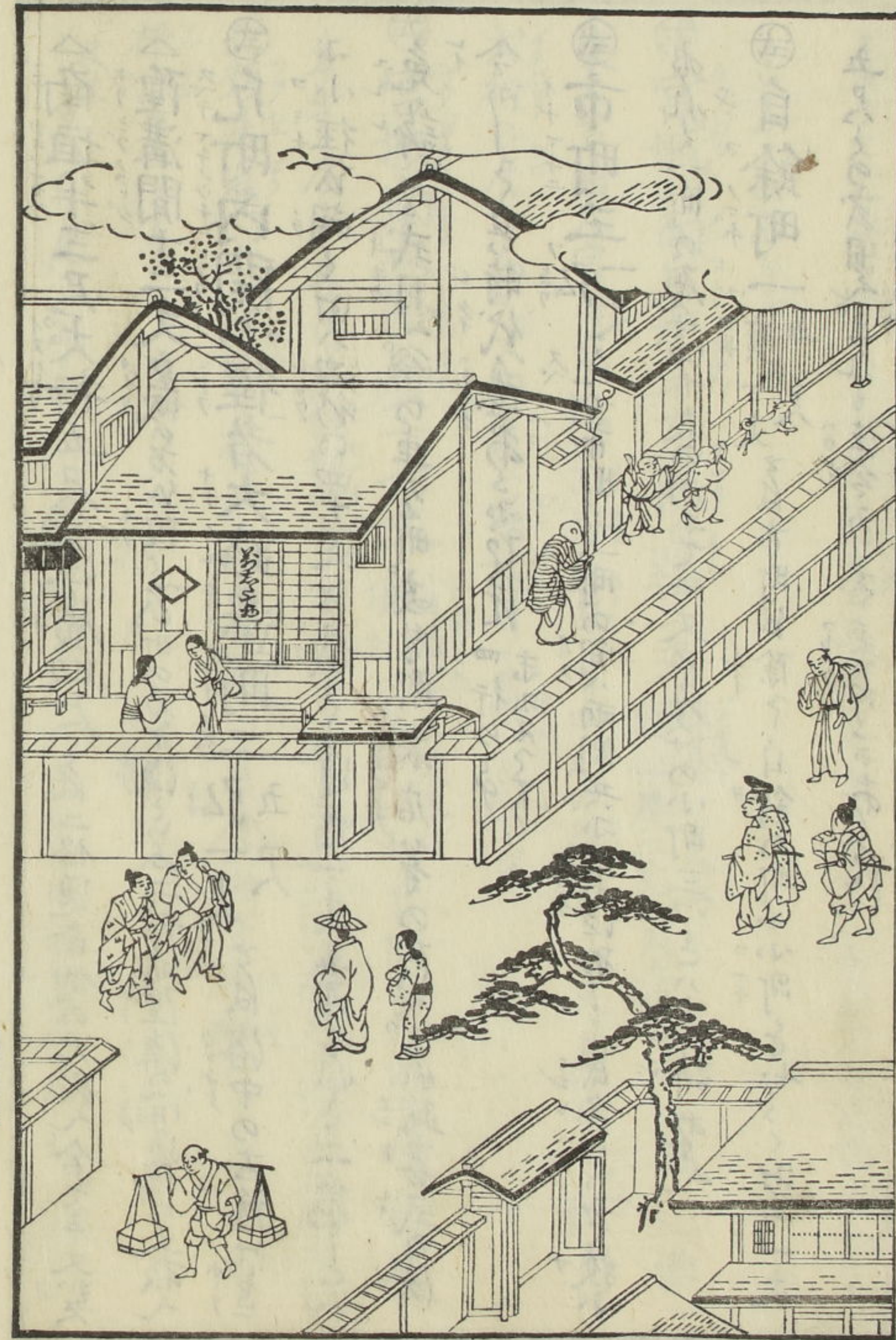
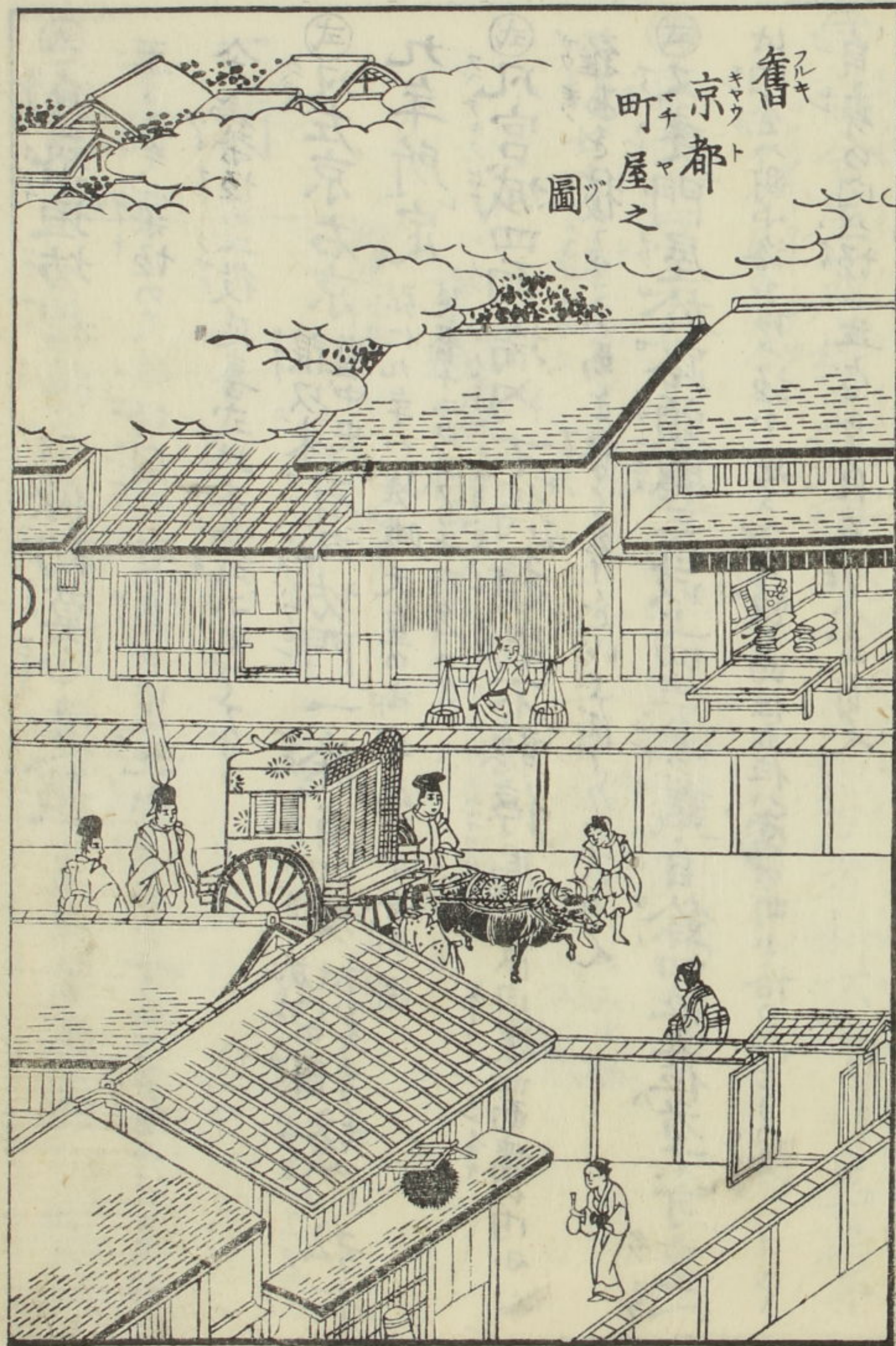
△隍溝間十二丈皇城の方弘隍とハ。町の方を溝とハ。三條通隍儀の間道幅の丈敷へ

⑦凡町内開小徑者大路邊町二弘一丈 及洛中の大路は
コミナ

⑧市町三一丈 及て市町十一町の間ハ兩側共小築垣那。民家計りて狹小
イナニナニ

⑨自餘町一五尺 廣一丈。及市町以外除く自餘の町ハ小町をわくは一丈
ジヨノニナ

五尺との式見え。それと法令ありと悉知るハあり



①凡築垣坊程榜示條防莫令違越凡京城の式目にて後代不
至すま築垣の尺敷坊門の程の定め違犯致及ぬるすべからざるべしとの法
令に築垣の工役延喜式此木式小尺へり

②凡左京右京限以中央有九坊門一條有四坊坊門の解ハ坊門ハ右京仁
九年所定 弘仁九年ハ嵯峨天皇の御宇なり平安開闢

③凡宮城四面牆內不得積物不聽停馬凡宮城四面牆の内ハ
雜物を積り又ハ馬を敷く事とせざらん式目見

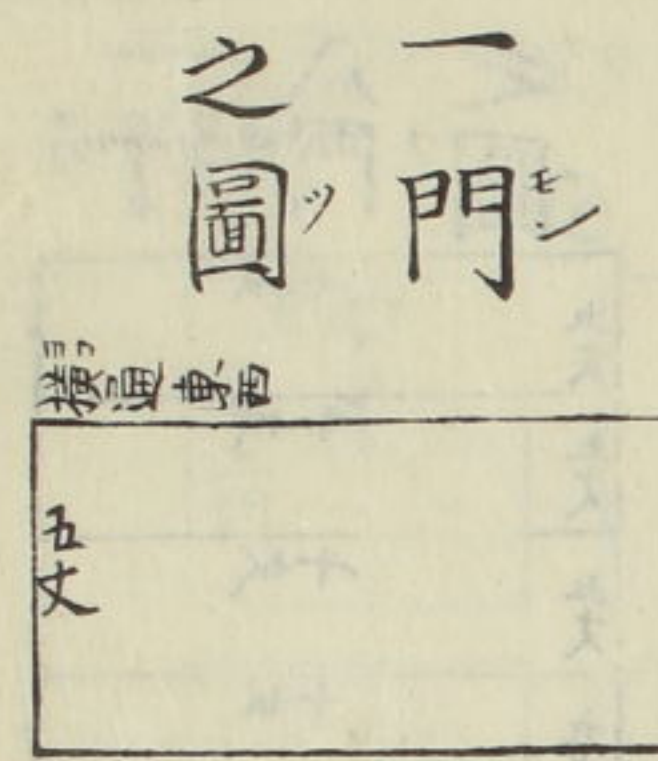
④又建門屋於路頭聽三位以上四位參議自餘四位五位者不可立之又建門屋於路頭聽三位以上四位參議自餘四位五位者不可立之
門を八町小洛小坊垣不建之自餘四位五位常の町小洛の門より往來し
自身の内ハ垣不立をのりて式目見

⑤諸舍屋簷檼出路頭并他人領地方者科不應輕重可祈諸舍屋簷檼出路頭并他人領地方者科不應輕重可祈
凡洛中舍屋の法令ハ之を以ててハ刑罰ありては法及ん

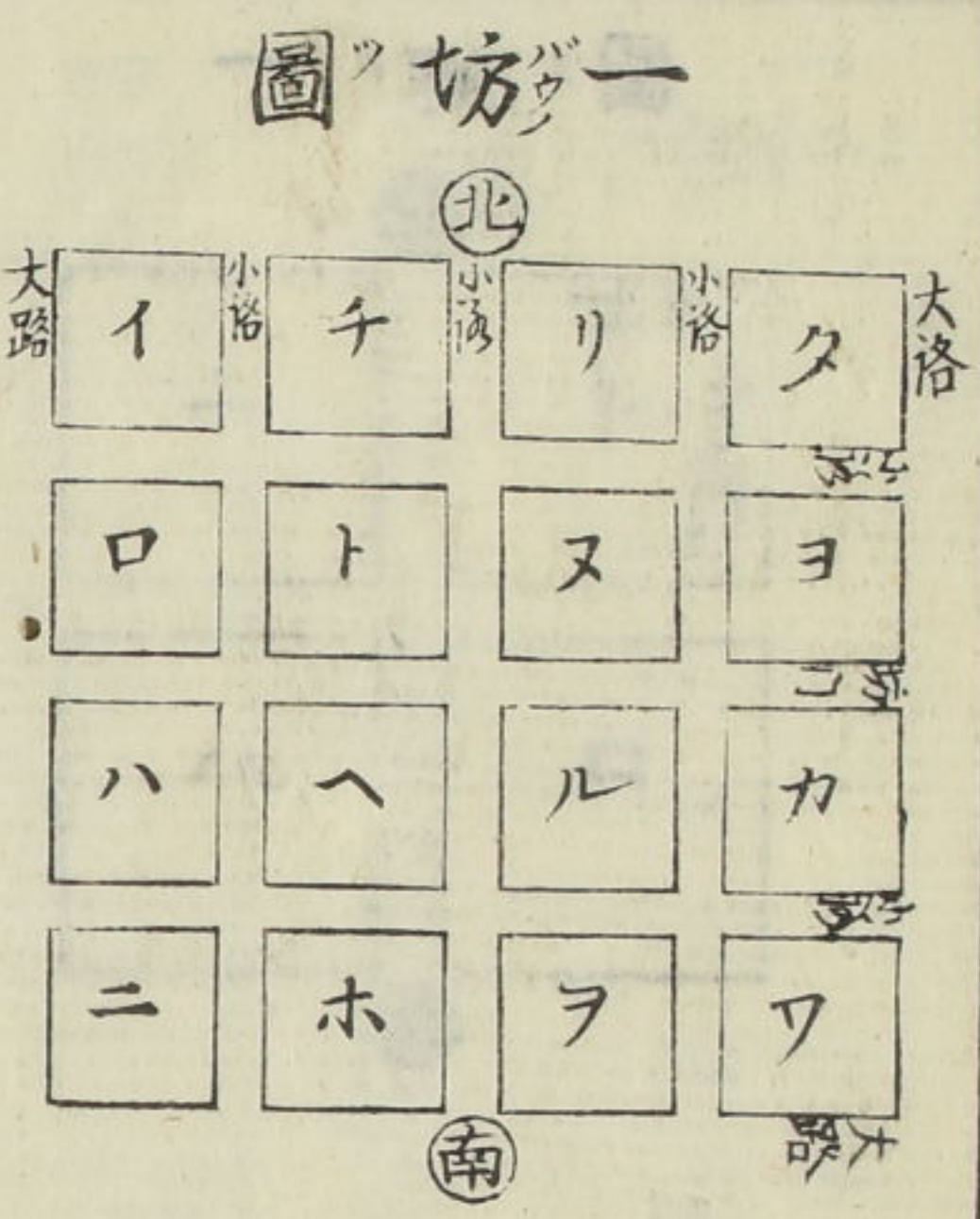
⑥東西二京千二百十六町東西二京千二百十六町
左京三十六坊 右京三十六坊
△保三百保 左京百八十保 右京百八十保

京城坊保之圖解

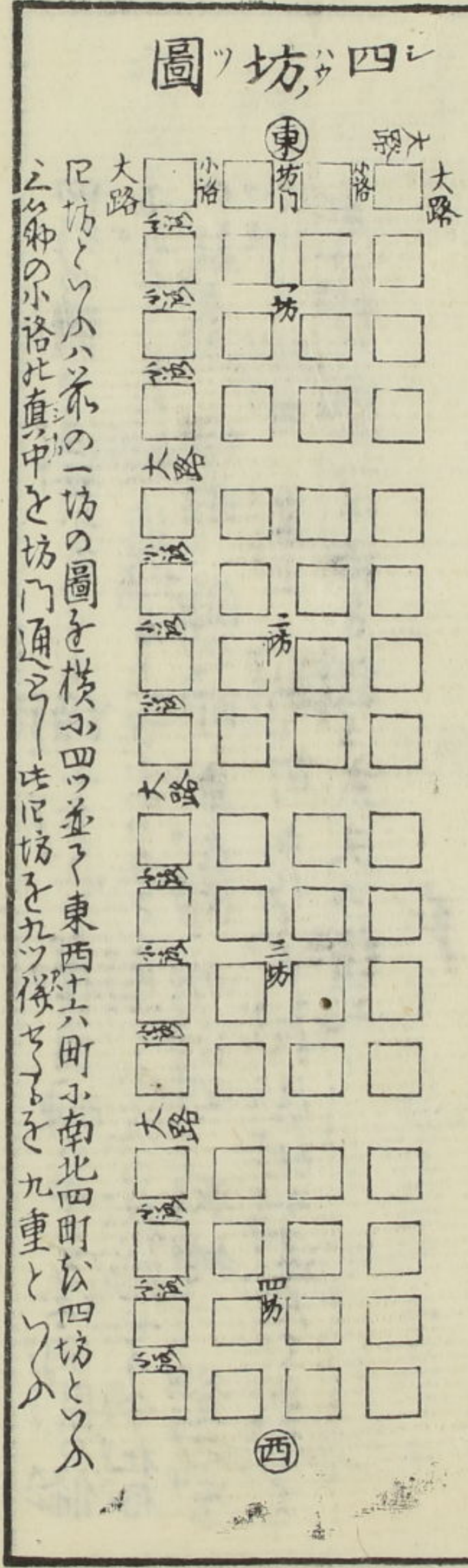
縦通南北



一内より六間口五丈奥約十丈と定まらば令あり
縦横の所不拘らば凡一戸の所ハ今俗よりハ
一軒役あり不當ら左京ハ皇城の右西北より
右京ハ東北よりかおんらん



一坊とつゝの第一の二保の圖は又四目録の
 縦横とも外側を大洛で中を小路
 二重あり。モ之の中北南の坊門通
 りの九重あり。之の圖の如く賦あり
 一坊二坊三坊四坊あり。左系あり
 始右系あり。始。



一條 桃花坊

一坊とつゝの第一の二保の圖は又四目録の
 縦横とも外側を大洛で中を小路
 二重あり。モ之の中北南の坊門通
 りの九重あり。之の圖の如く賦あり
 一坊二坊三坊四坊あり。左系あり
 始右系あり。始。

一坊とつゝの第一の二保の圖は又四目録の
 縦横とも外側を大洛で中を小路
 二重あり。モ之の中北南の坊門通
 りの九重あり。之の圖の如く賦あり
 一坊二坊三坊四坊あり。左系あり
 始右系あり。始。

一坊とつゝの第一の二保の圖は又四目録の
 縦横とも外側を大洛で中を小路
 二重あり。モ之の中北南の坊門通
 りの九重あり。之の圖の如く賦あり
 一坊二坊三坊四坊あり。左系あり
 始右系あり。始。

圖中ノ名の遠近一條多不屬と云を以て奉て既註を加ふ

世尊寺 一條の北大宮の御所。原ハ貞純親王の家。攝政伊尹公傳領。世尊寺の東。保光卿の家。行成卿傳領。

桃園 一條の南大宮の東二町謙徳公の家。又法任有入道。爲光卿の家。

一條院 一條の南大宮の東。上東門院御所。西北院 一條の南大宮の東。同御所。

東北院 正親町北大宮の西。忠仁公家。

染殿 正親町南大宮の御所。清和帝母后御所。

清和院 土御門北西洞院の左大臣源信の家。三代實録曰左大臣。皇太子源氏の家。一府あり。率性強雅風尚。又圖画。丹青の妙。以書傳を讀。兼て草隷を嘉。又圖画。丹青の妙。以得て。殊小馬形。眞を寫とて。又後撰集の作者あり。

北邊亭

土御門北西洞院の左大臣源信の家。三代實録曰左大臣。皇太子源氏の家。一府あり。率性強雅風尚。又圖画。丹青の妙。以書傳を讀。兼て草隷を嘉。又圖画。丹青の妙。以得て。殊小馬形。眞を寫とて。又後撰集の作者あり。

棗殿 土御門の南東洞院の西二町。拾芥抄曰左大臣の家。詳未考。

高倉殿 土御門の南高倉の西。昭宣公の家。又左大臣仲平公の家。

鷹司殿 鷹司の北二町。万里小路の東。從一位倫子の家。

土御門内裏 土御門の南鳥丸の御所。天子時々此地に御遊。是ハ准之。里内裏と云。大内裏を改の後。遠宮たりと云。公非之。多く大内裏の時代云。

京極殿 土御門の南二町。京極の御所。上東門院の家。後一條。後朱雀。後冷泉。三代の帝。此所にて誕生。又皇后四人ありて誕生たり。

枇杷殿 鷹司の南東洞院の西。左大臣仲平公の家。又昭宣公の家。

小一條 近衛の南東洞院の御所。師尹公の家。一説ハ山吹殿。後。清和帝。隱誕所。又貞信公傳領。

華山院 近衛の南東洞院の御所。本ハ東一條と号く。式部貞保親王の家。貞信公傳領。後。花山院。ち。宸居。の御所。

菅原院 勘解由小路の南鳥丸の御所。原ハ是善卿の家。後。菅原大政大臣の御所。後。世尊寺。北野祭の日。神官は所。未だ。枇杷を擧て。

菅原院 勘解由小路の南鳥丸の御所。原ハ是善卿の家。後。菅原大政大臣の御所。後。世尊寺。北野祭の日。神官は所。未だ。枇杷を擧て。

神傳不鮮一云云其後はち 祈々ふる川一 遍上人六条再興
して六条の道場と云天正年中京極不修一 今錦天神と称す
中御門の北堀川の東一町。左大臣時平の家 許制ふる川と云
時平の家は龍居と云云

本院
滋野井 中御門の北西洞院の西
滋野井貞主卿の家

二條 銅駝坊二坊 中御門より南へ二條通まで皇城の
二坊 大宮より
郁芳門の内諸寮町に坊と云

三坊 西洞院より 東洞院より 凡て六十四町に銅駝坊と号す
東洞院と云 東極まで

櫻町 中御門の南万里小路の東櫻樹多し。中納言成範卿居住
藤八歌仙貫之の家と云

高陽院 中御門の南堀川の東南北二町 桓武帝の皇子
賀陽親王の家

石井 中御門の東東洞院の西
重信公の家

内記井 中御門の東東洞院の東院之井と号す
悪所と云云

近院 春日の北鳥丸の東松殿と号す
左大臣能右公の家。松殿八甲の方四分一と云

小松殿 大炊御門の北町口の東
光孝天皇降誕所と云

大炊内裏 大炊御門の北東洞院の東
里内裏の北見上

冷泉院 大炊御門の南堀川の西方二町 嵯峨帝より累代後院より弘仁亭と号す
初は冷然と書しは冷泉と号す泉と改む天曆御記に見へり

小野宮 大炊御門の南鳥丸の西 惟喬親王の家。定頼公を号す其後又
貞慎公傳領と云

二條院 二條の北堀川の東
天曆帝上の母后の御領

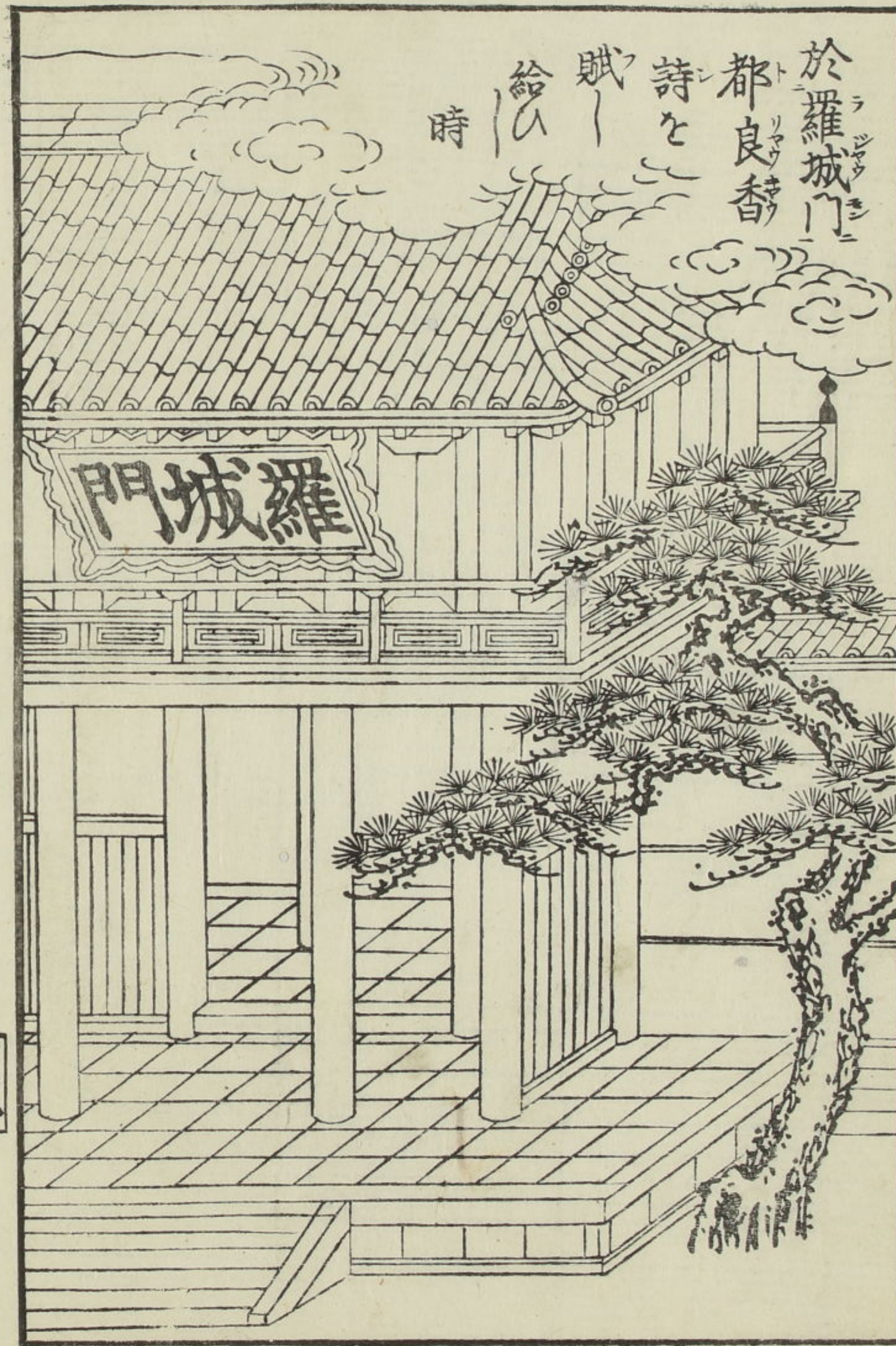
町尻殿 二條の北町口の東
関白道兼公の家

陽成院 冷泉の北西洞院の西
陽成院の東院院所

法興院 二條の北京極の東 初は東二條と号す
二條関白傳領

数冬殿 二條の北鳥丸の東二町 俊賢卿師尹公等の家。御堂関白傳領
と云大ニ條と号す

二條内裏 二條の東洞院の東
里内裏の北見上



二條殿

二條の南東旧院の所。入道大相國道長公を管する

堀川院

二條の南二町堀川の所。昭宣公の家
忠義公傳領

閑院

二條の南西旧院の所。冬嗣公の家
金剛水石を築くはと云云。公季公傳領

鴨院

二條の南室町の南南北二町。堀川院の南院談所と云云
或曰院北非院鴨井之共所也古井より鴨つひか居てをく入んと云

三條

陽教業坊。一坊。二條より南へ三條通と四町朱雀通より大宮と
中二條坊門より

二坊

大宮より三坊。二坊。二條より南へ直へ長安へ通す。此れも別號なり
或曰院北非院鴨井之共所也古井より鴨つひか居てをく入んと云

長

安豐財坊。一説に蹴財坊。二條より南八直へ長安へ通す。此れも別號なり
一坊より北坊との町負みか。俗に鴨井と云

東三條

二條の南西旧院の南四條院の南院談所。或ハ重明親王の家と云
又忠仁公。貞仁公。大入道殿傳領。長久四年四月廿日焼亡

梅園

三條の南。名松の東
朝經卿の家

西三條内裏

長安三條の北朱雀の所。百花亭と云。此地良相大臣の邸と云
里内裏の南。見上

押小路殿

押小路の南室町の東。善光院殿下の家
又二條殿と云

竹三條

二條院の南東旧院の東

大西殿

二條坊門の北。万里小洛の所
三條右大臣定方公の家

中西殿

二條坊門の北。富小路の所
同卿の家

山井殿

二條坊門の北。永極の所。永頼三位の家。又信家卿
通頼卿傳領。悪所と云

教松殿

姉小洛の北。堀川の東
橋邊勢の家

高松殿

姉小洛の北。西洞院の東。高明親王の家。天子時々や居り
クル。高松内裏と云

御倉町

三條の北。烏丸の東。此地も内裏の別宮あり。所云
七條院御所と云

三條院

三條の北。大宮の東
廉義公の家

三條内裏

三條の北東洞院の西より東三條と号す。一所同街町口の東より西三條と
号す。何れも天子の別宮。東三條より千金に埋むと云。原ハ濟家宅

御子左

之系坊門の東大宮の東兼明親王の家
長家卿傳領

四條

陽永昌坊。一坊 之系坊門の東大宮と中四條坊門あり 二坊 大宮あり
三坊 東院あり 四坊 東院あり 五坊 東院あり 六坊 東院あり

三坊

東院あり 二坊 東院あり 三坊 東院あり 四坊 東院あり 五坊 東院あり 六坊 東院あり

○長

安永寧坊 町敷洛陽あり

鬼殿

之系坊門の東 有佐宅 又朝成ヶ跡あり
悪所なりと云云

南院

是忠親王の家

四條宮

四條の北 東院あり 大納言公任卿の家
常々家室を護りてあり

五條

陽宣風坊。一坊 大宮あり 二坊 大宮あり 三坊 大宮あり 四坊 大宮あり 五坊 大宮あり 六坊 大宮あり

二坊

東院あり 三坊 東院あり 四坊 東院あり 五坊 東院あり 六坊 東院あり

○長

安宣義坊 町敷洛陽あり

紅梅殿

五條坊門の北町 尻の北野御子の家あり

天神御所

高辻の北 西院あり 菅神降誕所
菅大臣社

東五條

五條の南 東院あり

五條院

五條の北 大宮あり 二坊 東院あり 三坊 東院あり 四坊 東院あり 五坊 東院あり 六坊 東院あり

六條

陽淳風坊。一坊 大宮あり 二坊 大宮あり 三坊 大宮あり 四坊 大宮あり 五坊 大宮あり 六坊 大宮あり

三坊

東院あり 四坊 東院あり 五坊 東院あり 六坊 東院あり

○長

安光徳坊 町敷洛陽あり

千種殿

六条坊門の南 東院あり 中務宮
貞平親王の家 保昌を傳領あり

池亭

六条坊門の南 町敷 東院あり

河原院

六条坊門の南 萬里小洛の東八町 云々 嵯峨帝第三之皇子融左大臣の家
其後 寛平法皇御所 初ハ四町 東六條院と稱れ

北院

揚梅の北烏丸の西。小六條院御領
故小六條殿とも号す

釣殿院

六条の北東洞院の東。光孝天皇御所。淳子内親王の附屬と
六条院と号す

中院

六条の北烏丸の西。淳和帝の御所
其後信家卿の賜ふ

桂宮

六条の北西洞院の西
門前桂樹あり故わづら

中六條殿

六条の北東洞院の西。寛平法皇御所
け亭前ありあり龍相通と云

南院

六条の北。室町の東
小一条院の御領

六條院

六条の北。室町の東。祭主三位輔親卿の地。池中小天橋之風景
後と故わづら士橋と地名を以て。日記に連理樹ありと云。今東本願寺の地あり

六條内裏

六條坊門の南。二町東洞院の東。里内裏
中項萬壽禪寺あり

東市屋

七條坊門の南。猪熊の東。小市領十一町あり。毎日都鄙集會して
貨物を交易して市をなす。今西本願寺の地

七條陽安寧坊

一坊。六條より七條と四町。朱雀通より
大宮と中七條坊門あり。二坊。大宮より
西洞院と

下五

三坊

東洞院より
東極まで 凡て六十四町を安寧坊とす

長安

長安坊。西夜洛陽
准と

亭子院

七條坊門の北より南へ二町。西洞院の西二町
寛平法皇御所。原東七條后温子の家

八條陽崇仁坊

一坊。七條より南へ八条と四町。朱雀通より
大宮と。中八條坊門あり。二坊。大宮より
西洞院と

三坊

東洞院より
東極まで 凡て六十四町を崇仁坊とす

長安

長安坊。町負洛陽
准と

六宮

八條の北。朱雀の東。六孫王經基公の家
今大通寺

弘誓院

八条の南。東洞院の東
大綱言教家の宅

九條陽陶他坊

一坊。八條より南へ九條と四町。朱雀通より
大宮と。中九條坊門あり。二坊。大宮より
西洞院と

三坊

東洞院より
東極まで 凡て六十四町を陶他坊とす

○長安開建坊町救洛陽

九條殿 九條坊門の南町尻の東
右大臣師輔公の家 今旧跡不春日祠あり
九條の北 烏丸の西
太政大臣信長公の家 今旧跡又観音堂あり
九條の北 町尻の東
施薬院 今施薬院あり

。是より已下長安の公

字多院 土御門の北木过の東
寛平法皇御所

栖霞寺 押小路の南東洞院の東融大臣の別荘
栖霞寺領

西三條 三条の北朱雀の西良相公の家
一名百夜公とわづく

西院 四條の北西大宮の東
橘皇太后宮御所 今西院村なり

西宮 四條の北朱雀の西
高明親王の御所 今銚子森あり

朱雀院 三条の南朱雀通の西八町
朱雀帝の仙院 原氏紅葉賀は朱雀院り香のりあり

小野殿 二条の北大宮の西
小野篁の家

小泉廐 長安の中ふ三十町計あり
小泉領とりの

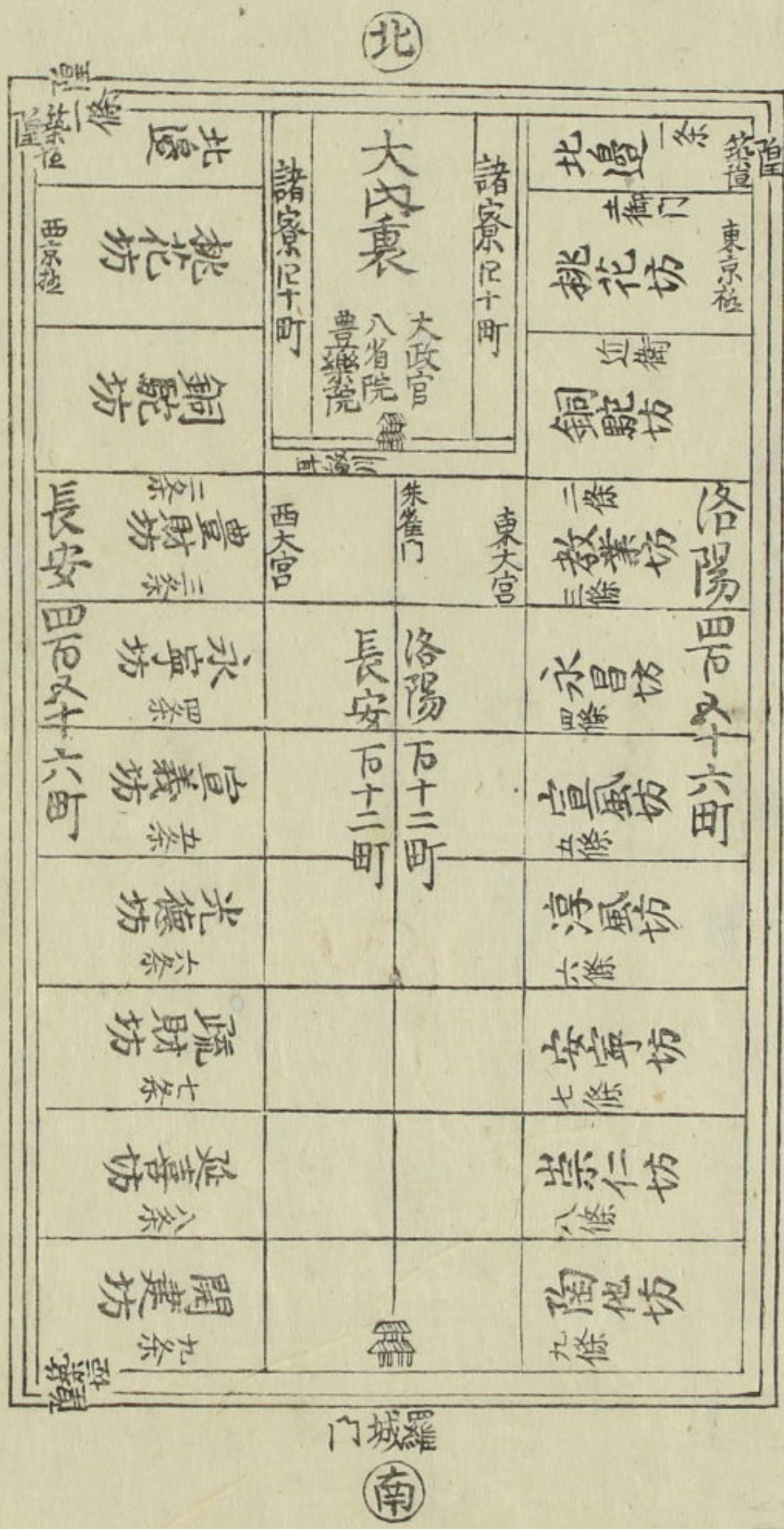
花園 九條の北 朱雀の西
四町

西市屋 大宮の東西佐女牛の南ふ九て十二町なり
東市屋あり

左獄 洛陽の近衛通西洞院
押の隅あり

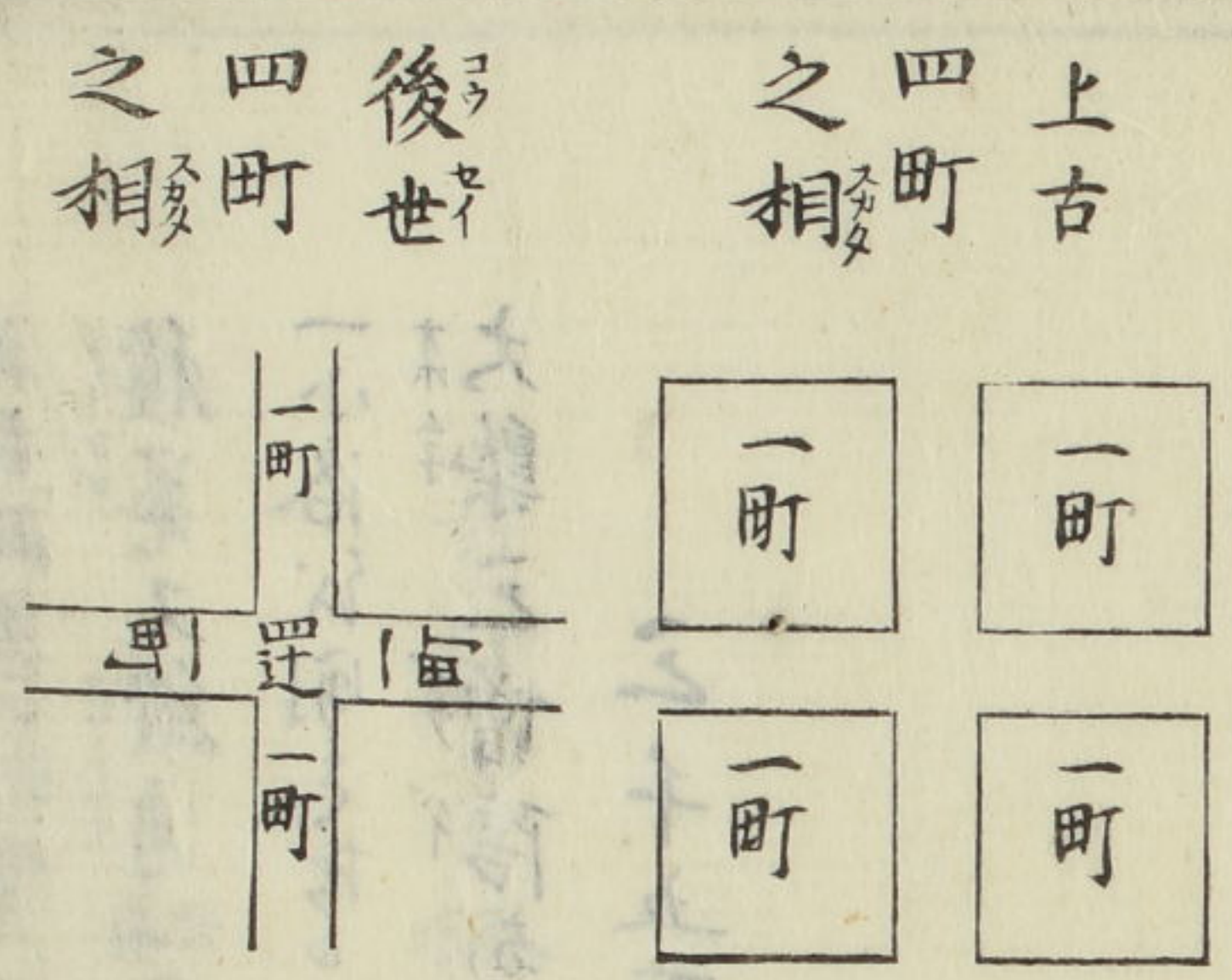
右獄 長安ハ堀川中御門の北
一町あり

九重圖



五十四

古今町之制度違變



上古の町は式丈の如く四十丈ありて
 丈敷田地の法を以て町敷を算する
 今のを町とては古より其の地理の間敷か
 かりし人々相向ひ不あはるる大洛
 小洛の通りは過すかき町とて是
 通法を町とては其の通りを以て
 之の通りを以て

上古兩京の町負^{ニチカス}一千二百十六町は今の世に道^{ミチノリ}倍^ニす所^ト積^{ツミ}聚^{アゲ}又^{マタ}縦^{タテ}通^{トオリ}北^{キタ}南^{ミナミ}の四^シ行^{タビ}を左^{ヒダリ}右^{ミダリ}に二^ニ行^{タビ}づの^ノあ^ハり^トは
 一^{ヒト}小^コ洛^{ラク}公^{キミ}明^{アキラ}きたる^ト族^{ウヂ}お^ハし^タ往^{イリ}古^コの町^{チヨ}敷^シ今^{イマ}の世^ヨは
 大^{オホ}繁^{シゲ}ニ^ニ増^{マシ}陪^{バイ}あ^ハり^ト小^コなる^ト

二千五百六十八町許^トハ相當^トト

京^{キョウ}北^{キタ}の^ノ鳳^{ホウ}の^ノ尾^ビ 大尾

下^{シタ}上^{ウヘ}尾^ビ

寛政三年辛亥四月發行

京都書林

小川多左衛門
 野田藤八
 吉野屋為八

